



男性の育児休業取得を支援します！

育パパサポート奨励金



中小企業（注1）に勤務する男性従業員が育児休業を取得したのち職場復帰した場合、

奨励金 3万円（注2）を支給します！

注1…中小企業とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業・法人等をいう。

注2…支給対象となる育児休業に係る同一の子につき1回までとする。

支給対象者

①～⑥すべてに該当する男性従業員の方

- ① 郡山市内の事業所 又は 市内に本社を置く事業所に勤務していること
- ② 市内に住所を有していること
- ③ 「出生後休業支援給付金」の受給者であること
- ④ 職場復帰後1か月以上勤務したこと
- ⑤ 雇用保険の被保険者として雇用されていること
- ⑥ 市税の滞納がないこと

提出書類

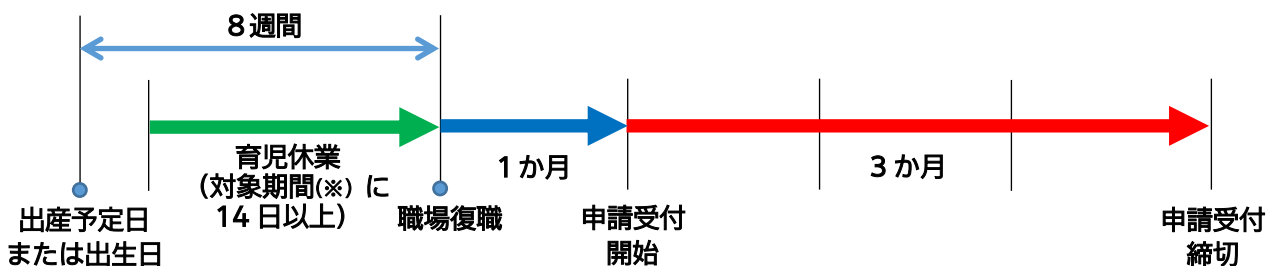
- ① 雇用保険被保険者証の写し
- ② 育児休業に係る就業規則などの写し
- ③ 「出生後休業支援給付金支給決定通知書」など、「出生後休業支援給付金」の支給を受けたことを確認できるもの
- ④ 出勤簿の写しなど、復帰後1か月働いたことがわかるもの
- ⑤ 育パパサポート奨励金支給申請書（第1号様式）
- ⑥ 育パパサポート奨励金支給対象者職場復帰証明書（第2号様式）
- ⑦ 同意書（第3号様式）

申請書提出期限

育児休業から職場復帰後1か月を経過した日から3か月以内
産業雇用政策課宛てご提出ください。



申請までの流れ



※対象期間…「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間

【お問合せ】

郡山市農商工部 産業雇用政策課（本庁舎1階）
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7
TEL 024-924-2251 FAX 024-925-4225

ウェブサイトはこちら



申請様式はこちら
からダウンロード
してください

【参考】厚生労働省ウェブサイトより

育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

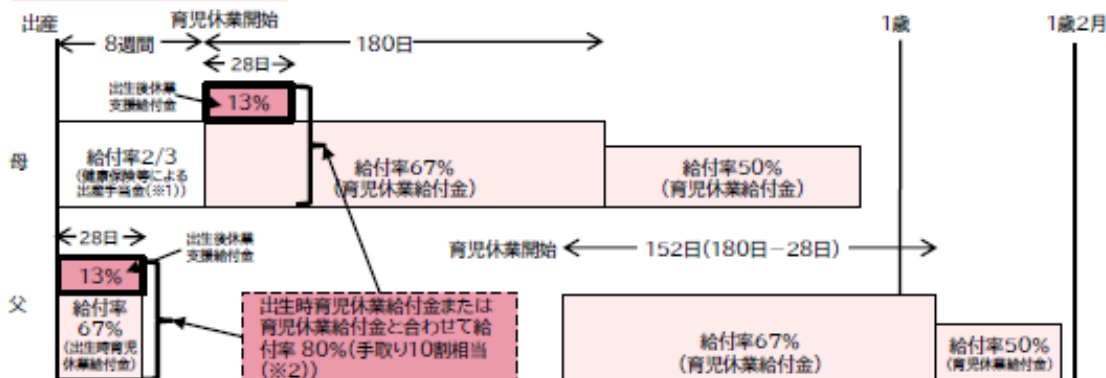
支給額＝休業開始時賃金日額※1×休業期間の日数（28日が上限）※2×13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることに留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070106保03

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
事業所の所在地を管轄するハローワークへお問合せください。

出生後休業支援給付金

検索